

## 神崎市事業者感染防止対策補助金交付要綱

令和3年2月17日

要 綱 第 5 号

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症により、影響を受けている市内中小企業者に対し、ウィズコロナ時代の事業活動を支援することにより事業継続を後押しするため、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金に関しては、神崎市補助金等交付規則（平成18年3月20日神崎市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めによる。

(補助事業者)

第2条 この補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たすものとする。

(1) 神崎市内に住所や店舗、事業所を有し、中小企業信用保険法（昭和25年法律264号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者。

2 前項の対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の対象事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 対象となる経費の内容及び補助率等は、別表1に定めるとおりとする。なお、補助金申請に係る補助対象経費は、一店舗あたりの合計額が2万円以上（税抜）でなければならない。

2 補助事業者が国又は他自治体による本補助金以外の補助金申請を行っている場合、そ

の補助金で対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 補助事業者は、規則第3条第1項の規定により、補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。また、規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)の提出により、されたものとみなす。

	添付書類
①	補助事業実績報告書【様式1-1】
②	誓約書【様式1-2】
③	支出金額、内容等が確認できる請求書や納品書と領収書等の証拠書類の写し ※費用の内訳、購入物の詳細が確認できる資料(カタログ等)を添えること
④	補助事業の成果物(写真等) ※同一商品を複数購入の場合は個体識別番号の写真を添えること
⑤	設置前と設置後の写真(取付等の工事が必要な場合)
⑥	本人確認資料(個人事業主が申請する場合)
⑦	開業届または確定申告書類の写し(個人事業主が申請する場合)
⑧	履歴事項全部証明書(法人が申請する場合)※写しで可
⑨	振込先口座の通帳の写し(銀行名、支店名、口座番号、口座名義(フリガナ)全てが分かるページ)
⑩	その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書兼請求書の提出部数は1部とし、その提出期間は令和3年2月18日(木)から令和3年4月30日(金)まで(必着)とする。

(交付の決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときはその内容を審査し、相当と認めるときは規則第4条に基づく補助金の交付を決定するとともに、規則第13条に基づく交付すべき補助金の額を確定し、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書及び規則第13条に規定する補助金等確定通知書は様式第2号のとおりとし、当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請及び実績報告に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定及び額の確定をすることがある。

(補助金の交付条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事

業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

(補助金の交付)

第7条 規則第14条第2項に規定する補助金交付請求書は、様式第1号のとおりとする。  
ただし、第5条第2項の規定により交付申請額から減額があった場合は、交付決定額を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

(1) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(財産の管理等)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

2 市は、補助事業者が前項に定める期間を経過する以前に取得財産等を処分した場合は、補助金を返還させることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月17日から適用する。

別表1(第3条関係)

補助対象 経費	<p>感染防止対策を行うために必要な経費で、令和2年11月19日から令和3年3月31日までに支払い及び納品(設置工事が必要な場合は工事)が完了した次の経費とする。ただし、証拠書類等によって支払金額等が確認できる経費に限る。</p>	
	経費区分	内容
	事業費	<p>① 換気設備の設置・購入(空気清浄機(HEPA フィルター付き推奨)、サーキュレーター、CO2 センサー、扇風機、エアコン(換気機能付き推奨)、換気扇、網戸)</p> <p>② 加湿器の購入</p> <p>③ テラス席設置(テーブル、椅子、パラソル)</p> <p>④ 自立式又は固定式アクリル板又はビニールカーテンの設置・購入</p> <p>⑤ サーモカメラ、非接触型体温計の購入</p> <p>⑥ セルフレジ・自動券売機の導入</p> <p>⑦ キャッシュレス決済の導入</p> <p>※上記記載のもの以外は対象外とする。</p>
	<p>※1 補助金申請に係る補助対象経費は、一店舗あたりの合計額が2万円以上(税抜)でなければならない。</p> <p>※2 補助事業者が国又は他自治体による本補助金以外の補助金申請を行っている場合、その補助金で対象経費とされているものについては、本補助金の対象経費とすることはできない。</p> <p>※3 汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例:iPad・パソコン・タブレットPC及び周辺機器(ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー等))の購入費用は本補助金の対象経費とすることはできない。</p> <p>※4 既存物品・設備の修理、交換、取り換え等は対象外とする。</p>	
補助率・ 補助 上限額	<p>補助対象経費の3分の2以内</p> <p>補助上限額:1店舗あたり10万円</p> <p>※補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。</p>	

年 月 日

神埼市長 様

郵便番号

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

神埼市事業者感染防止対策補助金交付申請書兼請求書

神埼市事業者感染防止対策補助金の交付を受けたいので、神埼市事業者感染防止対策補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。また、交付決定後は、同要綱の規定により、補助金を下記口座に振り込むよう請求します。

記

1. 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2. 事業者情報

フリガナ 事業者名称			事業形態	法人・個人
業種		従業員数	人	
事業活動の 概要	※営業内容、事業の沿革など			
交付要綱第2条第1項1号に規定する中小企業者に該当するか			該当する・該当しない	
連絡先	店舗 or 携帯電話番号 ※日中連絡がつく電話番号	(担当者: _____)		
今回の補助事業に要した経費について、国または他の自治体を実施する補助金の対象経費としているか。		している・していない ※国や他の自治体を実施する補助金の対象経費は対象外		

振込先 口座	振込銀行名	銀行 金庫 農協 組合		本店 支店 営業部 出張所
		(金融機関コード : _____)	(支店コード : _____)	
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

※請求者と同じ名義の通帳を記載してください。

※通帳の写し(法人の場合は法人名義)もご提出ください。

### 3. 添付書類

	提出書類	チェック ☑
①	補助事業実績報告書【様式1-1】	<input type="checkbox"/>
②	誓約書【様式1-2】	<input type="checkbox"/>
③	支出金額、内容等が確認できる請求書や納品書と領収書等の証拠書類の写し ※費用の内訳、購入物の詳細が確認できる資料(カタログ等)を添えること	<input type="checkbox"/>
④	補助事業の成果物(写真等) ※同一商品を複数購入の場合は個体識別番号の写真を添えること	<input type="checkbox"/>
⑤	設置前と設置後の写真(取付等の工が必要な場合)	<input type="checkbox"/>
⑥	本人確認資料(個人事業主が申請する場合)	<input type="checkbox"/>
⑦	開業届または確定申告書類の写し(個人事業主が申請する場合)	<input type="checkbox"/>
⑧	履歴事項全部証明書(法人が申請する場合)※写しで可	<input type="checkbox"/>
⑨	振込先口座の通帳の写し(銀行名、支店名、口座番号、口座名義(フリガナ)全てが分かるページ)	<input type="checkbox"/>
⑩	その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

### 4. 確認事項

	交付条件	チェック ☑
①	補助金申請に係る補助対象経費は、令和2年11月19日から令和3年3月31日までの間に支払い及び納品が完了したものです。	<input type="checkbox"/>
②	補助金申請に係る補助対象経費は、1店舗あたり合計2万円以上(税抜)となっています。	<input type="checkbox"/>
③	補助金申請に係る補助対象経費は、汎用性がなく、目的外使用になり得ないものとなっています。(例:iPad・パソコン・タブレットPC及び周辺機器等は対象外)	<input type="checkbox"/>
④	補助金申請に係る補助対象経費は、新規に導入するものとなっています。(修理、交換、取り換え等は対象外)	<input type="checkbox"/>

複数店舗申請する場合は、店舗ごとに本票を作成してください

様式1-1

補助事業実績報告書

1. 店舗情報

店舗名 ( )

所在地 ( )

2. 補助事業の目的、内容及び効果(□にチェックを入れる)

事業内容	チェック
① 換気設備の導入に伴う徹底した換気	<input type="checkbox"/>
② 加湿器の導入に伴う飛沫拡散の抑制	<input type="checkbox"/>
③ テラス席設置による三密回避	<input type="checkbox"/>
④ 自立式又は固定式アクリル板又はビニールカーテン設置による飛沫感染防止	<input type="checkbox"/>
⑤ サーモカメラ、非接触型体温計の導入に伴う接触感染及び感染拡大の防止	<input type="checkbox"/>
⑥ セルフレジ・自動券売機の導入に伴う接触感染の防止	<input type="checkbox"/>
⑦ キャッシュレス決済(非接触型決済)の導入に伴う接触感染の防止	<input type="checkbox"/>

3. 補助事業の完了日 年 月 日

※複数物品購入されている場合は、最終納品日又は最終支払日のうち遅い方の日付を記載ください。

4. 補助事業の経費配分

(単位:円)

補助事業の内容 上記2の番号 ①～⑦を記入	分野 コード (※)	補助事業に 要した経費 (税込)	補助対象経費 (税抜) (A)	補助金算定額 ※千円未満切捨て (B)=A*2/3	補助金額 ※上限 100,000 円 ※千円未満切捨て (C)
		円	円	/	/
		円	円		
		円	円		
		円	円		
		円	円		
		合計	円	円	円

※ 別紙「神崎市事業者感染防止対策補助金対象品目一覧」の番号を記入

記載内容が多い場合は、適宜、行数・ページ数を追加してください

誓 約 書

私は、『神崎市事業者感染防止対策補助金』の交付申請を行うに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- ・対象要件を満たしています。虚偽又は不正が判明した場合は、補助金の返還等に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
- ・神崎市から検査・報告の求めがあった場合(購入価格と市場価格に著しい乖離があった場合等)は、これに応じます。
- ・対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付を受けた事業者名、対象施設名等の情報を公表されることに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。
- ・自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 以上

年 月 日

神崎市長 様

名 称 \_\_\_\_\_

法人又は店舗住所 ※法人の場合は法人住所

フリガナ

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

代表者生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

※ 法人の代表者又は個人事業者が自署してください。



様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

神埼市長



神埼市事業者感染防止対策補助金交付決定通知書兼補助金確定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定し、補助金の額を下記のとおり確定したので、神埼市事業者感染防止対策補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金に係る対象経費の額 円
- 3 補助金の交付申請額 円
- 4 交付決定額及び補助金の確定額 円